

○苦小牧市議会委員会条例

改正案	現行
(委員長及び副委員長) 第7条 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。 <u>ただし、議会の開会中に限り、議長が指名し、本会議に諮って選任することができる。</u>	(委員長及び副委員長) 第7条 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
施行日：公布の日から施行する。	

○苦小牧市議会運営委員会内規

改正案	現行
(理事会) 7 (1) 理事会は、各交渉会派から委員1人の <u>理事</u> をもって構成し、議会運営委員会から付議された次の事項について協議する。 ア～エ 略 <u>(2) 前号の理事の選任は、委員長の指名による。ただし、議会の開会中に限り、議長が指名することができる。</u> <u>(3) 理事会は、必要の都度委員長が招集する。</u> <u>(4) 理事会は、非公開とする。</u> <u>(5) 委員外議員については、前項の例による。</u>	(理事会) 7 (1) 理事会は、各交渉会派から委員1人をもって構成し、議会運営委員会から付議された次の事項について協議する。 ア～エ 略 (2) 理事会は、必要の都度委員長が招集する。 (3) 理事会は、非公開とする。 (4) 委員外議員については、前項の例による。
施行期日：令和3年12月 日	

○議会運営に関する申合せ事項

○常任委員会及び特別委員会に関すること

11-2 特別委員会理事会について

- (1) 特別委員会を効率的に運営するため、必要に応じ理事会を設置する。
- (2) 理事の選任は、当該委員会の委員長の指名による。ただし、議会の開会中に限り、議長が指名することができる。
- (3) 理事会は、当該委員会から付議された事項について協議する。
- (4) 理事会は、委員長があらかじめ、日時、場所、その他開催に必要な事項を定め、必要の都度招集する。
- (5) 理事会の運営については委員長が決定する。